	区分		手数料の額
建築物エネ市長が定め	一戸建ての住	芒	5,000円
ルギー消費る機関が交	一戸建ての住	申請戸数が1戸のもの	5,000円
性能向上計付した建築	宅以外の住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下	10,000円
画認定申請物のエネル	の住戸部分	のもの	
ギー消費性		申請戸数が6戸以上10戸以下	17,000円
能の向上等		のもの	
に関する法		申請戸数が11戸以上25戸以下	29,000円
律第30条第		のもの	
1項第1号		申請戸数が26戸以上50戸以下	49,000円
に掲げる基		のもの	
準に適合す		申請戸数が51戸以上100戸以	88,000円
ることを証		下のもの	
する書面を		申請戸数が101戸以上200戸以	139,000円
添付する場		下のもの	
合		申請戸数が201戸以上300戸以	176,000円
		下のもの	
		申請戸数が301戸以上のもの	188,000円
	一戸建ての住	床面積の合計が300平方メー	10,000円
	宅以外の住宅	トル以内のもの	
	の共用部分	床面積の合計が300平方メー	17,000円
	(基準省令第	トルを超え1,000平方メート	
	4条第3項第	ル以内のもの	
	1 号又は第13	床面積の合計が1,000平方メ	29,000円
	条第3項第1	ートルを超え2,000平方メー	
	号の規定を適	. , , , ,	
		床面積の合計が2,000平方メ	87,000円
	の場合に限	ートルを超え5,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	137,000円
	おいて同	ートルを超え10,000平方メー	
	じ。)	トル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メ	174,000円
		ートルを超え25,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メ	217,000円
		ートルを超えるもの	

10,000円	床面積の合計が300平方メー	一戸建ての住	
	トル以内のもの	宅以外の住宅	
17,000円	床面積の合計が300平方メー	の住戸部分及	
	トルを超え1,000平方メート	び共用部分以	
	ル以内のもの	外の部分	
29,000円	床面積の合計が1,000平方メ		
	ートルを超え2,000平方メー		
	トル以内のもの		
87,000円	床面積の合計が2,000平方メ		
	ートルを超え5,000平方メー		
	トル以内のもの		
137,000円	床面積の合計が5,000平方メ		
	ートルを超え10,000平方メー		
	トル以内のもの		
174,000円	床面積の合計が10,000平方メ		
	ートルを超え25,000平方メー		
	トル以内のもの		
217,000円	床面積の合計が25,000平方メ		
	ートルを超えるもの		
10,000円	床面積の合計が300平方メー	その他の建築	
	トル以内のもの	物	
17,000円	床面積の合計が300平方メー		
	トルを超え1,000平方メート		
	ル以内のもの		
29,000円	床面積の合計が1,000平方メ		
	ートルを超え2,000平方メー		
	トル以内のもの		
87,000円	床面積の合計が2,000平方メ		
	ートルを超え5,000平方メー		
	トル以内のもの		
137,000円	床面積の合計が5,000平方メ		
	ートルを超え10,000平方メー		
	トル以内のもの		
174,000円	床面積の合計が10,000平方メ		
	ートルを超え25,000平方メー		
	トル以内のもの		
217,000円	床面積の合計が25,000平方メ		
	ートルを超えるもの		

その他の坦	一戸建ての住宅		建築物のエネルギ
合			一消費性能の向上
H			等に関する法律第
			30条第1項第1号
			に規定する建築物
			エネルギー消費性
			能誘導基準のうち
			市長が別に定める
			もの(以下この項
			及び次項において
			単に「市長が定め
			る基準」とい
			う。)による審査
			にあっては18,000
			円、その他の基準
			による審査にあっ
		<u> </u>	ては37,000円
		申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準
	宅以外の住宅		による審査にあっ
	の住戸部分		ては18,000円、そ
			の他の基準による
			審査にあっては
			37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下	
		のもの	による審査にあっ
			ては35,000円、そ
			の他の基準による
			審査にあっては
			75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下	市長が定める基準
		のもの	による審査にあっ
			ては51,000円、そ
			の他の基準による
			審査にあっては
			106,000円

のもの による審査にあっては75,000円、30他の基準による審査にあっては150,000円 申請戸数が26戸以上50戸以下のもの による審査にあっては112,000円、その他の基準による審査にあって1215,000円 申請戸数が51戸以上100戸以下のもの による審査にあって12171,000円、その他の基準による審査にあって1309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以下のもの による審査にあって1243,000円、その他の基準による審査にあって14318,000円 申請戸数が201戸以上300戸以市長が定める基準による審査にあって1315,000円、その他の基準による審査にあって1315,000円、その他の基準による審査にあって1549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあって1549,000円 中元が1549,000円 中間を15年数が301戸以上のもの 市長が200円、その他の基準による審査にあって1549,000円 中間を15年数が301戸以上のもの 市長が200円 でも400円 中間を15年数が301戸以上のもの 市長が200円、その他の基準による審査にあって15458,000円、その他の基準による審査にあって15458,000円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による審査にあって15450円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の基準による第五位の円、その他の用類に対して1550円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円、その他の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の円の用類による第五位の用類によるを注意をまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるをまるを			
では75,000円、の他の基準による審査にあっては 150,000円 中諸戸数が26戸以上50戸以下 のもの による審査にあってに 2115,000円 でよる審査にあってに 215,000円 中諸戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準に 3審査にあっては 171,000円、その他の基準に 309,000円 申諸戸数が101戸以上200戸以 下のもの による審査にあっては 243,000円、その他の基準に 36審査にあっては 418,000円 市長が定める基準に 36審査にあってに 1515,000円、その他の基準に 36審査にあってに 369,000円 中諸戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準に 36審査にあってに 349,000円 中諸戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準に 36審査にあってに 349,000円 中諸戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準に 36審査にあってに 349,000円 中諸戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準に 36審査にあってに 349,000円 中諸戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準に 36審査にあってに 349,000円 その他の基準に 36審査にあってに 364,000円 その他の基準に 36事産にあってに 364,000円		申請戸数が11戸以上25戸以下	市長が定める基準
の他の基準による審査にあっては 150,000円 中請戸数が26戸以上50戸以下 のもの による審査にあっては112,000円、 その他の基準による審査にあってと 215,000円 中請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては171,000円、その他の基準による審査にあっては 309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては 243,000円、その他の基準による審査にあっては 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあっては 418,000円 中請戸数が301戸以上のもの による審査にあっては 549,000円 での他の基準による審査にあっては 549,000円 では 549,000円 で 544,000円		のもの	による審査にあっ
審査にあっては 150,000円 申請戸数が26戸以上50戸以下 市長が定める基準による審査にあっては112,000円、その他の基準による審査にあっては171,000円、中請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては171,000円・その他の基準による審査にあっては243,000円・市民が定める基準による審査にあっては243,000円・その他の基準による審査にあっては18,000円・市長が定める基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあってに3315,000円、その他の基準による審査にあってに335,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては368,000円、その他の基準による審査にあっては564,000円			ては75,000円、そ
150,000円 申請戸数が26戸以上50戸以下 市長が定める基準による審査にあっては112,000円、その他の基準による審査にあっては215,000円 申請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては171,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の表準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円、その他の基準による第258,000円・第258,0			の他の基準による
中語戸数が26戸以上50戸以下 市長が定める基準による審査にあっては1112,000円、その他の基準による審査にあっては117,000円 中語戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては1171,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては1315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては44,000円			審査にあっては
のもの による審査にあっては112,000円、その他の基準に る審査にあっていま15,000円 中請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準に る審査にあっては171,000円、その他の基準に る審査にあっては309,000円 中請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準にあっては243,000円、その他の基準に る審査にあっていま243,000円、その他の基準に る審査にあっていま300円、その他の基準に る審査にあっていま315,000円、その他の基準に る審査にあっていま315,000円、その他の基準に る審査にあっていま358,000円、その他の基準に る審査にあっていま358,000円、その他の基準に る審査にあっていま358,000円、その他の基準に る審査にあっていま364,000円			150,000円
では112,000円、その他の基準に。 る審査にあってに215,000円 申請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあってには171,000円、その他の基準に。 る審査にあってに309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあってに243,000円、その他の基準による審査にあってに418,000円申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあってに315,000円、その他の基準による審査にあってに315,000円、その他の基準による審査にあってに358,000円、その他の基準による審査にあってに358,000円、その他の基準による審査にあってに358,000円、その他の基準による審査にあってに4358,000円、その他の基準による審査にあってに644,000円		申請戸数が26戸以上50戸以下	市長が定める基準
をの他の基準に る審査にあってに 215,000円 申請戸数が51戸以上100戸以 下のもの 中請戸数が101戸以上200戸以 下のもの 中請戸数が101戸以上200戸以 下のもの 中請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては 243,000円、その他の基準による審査にあっては 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 下のもの 中請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあってに 418,000円 中請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 549,000円 での他の基準に、る審査にあってに 549,000円 中請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000		のもの	による審査にあっ
お審査にあっては 215,000円 申請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては 309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては 243,000円、その他の基準による審査にあっては 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあっては 315,000円、その他の基準による審査にあっては 315,000円、その他の基準による審査にあっては 349,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては 358,000円、その他の基準による審査にあっては 364,000円、その他の基準による審査にあっては 44,000円			ては112,000円、
#請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準でしまる審査にあっては309,000円 中請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準ではよる審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては44,000円			その他の基準によ
申請戸数が51戸以上100戸以 市長が定める基準による審査にあっては171,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準では243,000円、その他の基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては644,000円			る審査にあっては
下のもの による審査にあっては171,000円、その他の基準による審査にあってが309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準であっては243,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準では315,000円、その他の基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては44,000円			215,000円
では171,000円、その他の基準に。 る審査にあってに 309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準では243,000円、その他の基準に。 る審査にあってに 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準では315,000円、その他の基準に。 る審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 549,000円 中請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 549,000円		申請戸数が51戸以上100戸以	市長が定める基準
その他の基準に。 る審査にあってに 309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準では243,000円、その他の基準に。 る審査にあってに 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準では315,000円、その他の基準に。 る審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 338表にあってに 549,000円 中請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 544,000円 ・その他の基準に。 る審査にあってに 644,000円		下のもの	による審査にあっ
る審査にあってに 309,000円 申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準 では243,000円、 その他の基準に る審査にあってに 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準 による審査にあってに 315,000円、 その他の基準に る審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 358,000円、 その他の基準に る審査にあってに 358,000円、 その他の基準に 644,000円			ては171,000円、
100円 中請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準下のもの			その他の基準によ
申請戸数が101戸以上200戸以 市長が定める基準による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては418,000円申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準下のもの による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあっては549,000円申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては644,000円			る審査にあっては
下のもの による審査にあっては243,000円、その他の基準による審査にあっては418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準であっては315,000円、その他の基準による審査にあっては549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては364,000円			309,000円
では243,000円、その他の基準による審査にあってに 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準下のもの による審査にあってに 3315,000円、その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあってに 358,000円、その他の基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあってに 644,000円		申請戸数が101戸以上200戸以	市長が定める基準
その他の基準による審査にあっては 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準 下のもの による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあっては 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000		下のもの	による審査にあっ
る審査にあってに 418,000円 申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準 下のもの による審査にあっては315,000円、 その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに 644,000円			ては243,000円、
申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあっては315,000円、その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあってに 644,000円 ー戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			その他の基準によ
申請戸数が201戸以上300戸以 市長が定める基準による審査にあっては315,000円、その他の基準にる審査にあってに549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、その他の基準にる審査にあっては358,000円、その他の基準による審査にあってに644,000円			る審査にあっては
下のもの による審査にあっては315,000円、 その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			418,000円
では315,000円、 その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000		申請戸数が201戸以上300戸以	市長が定める基準
その他の基準による審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000		下のもの	による審査にあっ
る審査にあってに 549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			ては315,000円、
549,000円 申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、			その他の基準によ
申請戸数が301戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては358,000円、 その他の基準による審査にあってに る審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			る審査にあっては
による審査にあっては358,000円、 その他の基準にある審査にあってに る審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			549,000円
ては358,000円、 その他の基準にある審査にあってに る審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000		申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準
その他の基準に る審査にあって 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			による審査にあっ
る審査にあってに 644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			ては358,000円、
644,000円 一戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			その他の基準によ
- 戸建ての住 床面積の合計が300平方メー 118,000			る審査にあっては
			644,000円
宅以外の住宅 トル以内のもの	一戸建ての住	床面積の合計が300平方メー	118,000円
	宅以外の住宅	トル以内のもの	
の共用部分	の共用部分		

	床面積の合計が300平方メー	149,000円
		, ,
		195,000円
	トル以内のもの	
		304, 000₽
		, .
		390, 000₽
		466, 000₽
		543,000
		,
一戸建ての住		市長が定める基準
		による審査にあっ
の住戸部分及		ては94,000円、そ
び共用部分以		の他の基準による
外の部分		審査にあっては
		246,000円
	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
		 による審査にあっ
	ル以内のもの	ては120,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		309,000円
		市長が定める基準
	ートルを超え2,000平方メー	による審査にあっ
		ては158,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		399,000円
	宅以外の住宅 の住戸部分及	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超え25,000平方メートルと超えるもの 一戸建ての住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

		床面積の合計が2,000平方メ	市長が定める基準
		ートルを超え5,000平方メー	による審査にあっ
		トル以内のもの	ては256,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			569,000円
		床面積の合計が5,000平方メ	市長が定める基準
		ートルを超え10,000平方メー	による審査にあっ
		トル以内のもの	ては334,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			701,000円
		床面積の合計が10,000平方メ	市長が定める基準
		ートルを超え25,000平方メー	による審査にあっ
		トル以内のもの	ては402,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			829,000円
		床面積の合計が25,000平方メ	市長が定める基準
		ートルを超えるもの	による審査にあっ
			ては471,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			946,000円
	その他の建築	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
	物	トル以内のもの	による審査にあっ
			ては94,000円、そ
			の他の基準による
			審査にあっては
			246,000円
		床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
		トルを超え1,000平方メート	による審査にあっ
		ル以内のもの	ては120,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			309,000円

			床面積の合計が1,000平方メ	市長が定める基準
			ートルを超え2,000平方メー	による審査にあっ
			トル以内のもの	ては158,000円、
				その他の基準によ
				る審査にあっては
				399,000円
				市長が定める基準
			ートルを超え5,000平方メー	による審査にあっ
			トル以内のもの	ては256,000円、
				その他の基準によ
				る審査にあっては
				569,000円
				市長が定める基準
			ートルを超え10,000平方メー	による審査にあっ
			トル以内のもの	ては334,000円、
				その他の基準によ
				る審査にあっては
				701,000円
				市長が定める基準
				による審査にあっ
			トル以内のもの	ては402,000円、
				その他の基準によ
				 る審査にあっては
				829,000円
			 床面積の合計が25,000平方メ	
			ートルを超えるもの	による審査にあっ
				ては471,000円、
				その他の基準によ
				る審査にあっては
				946,000円
建築物エネ	市長が定め	一戸建ての住宅		3,000円
ルギー消費	る機関が交	一戸建ての住	申請戸数が1戸のもの	3,000円
性能向上計	付した建築	宅以外の住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下	6,000円
画変更認定	物のエネル	の住戸部分	のもの	
申請	ギー消費性		申請戸数が6戸以上10戸以下	10,000円
	能の向上等		のもの	
	に関する法		申請戸数が11戸以上25戸以下	17,000円
	律第31条第		のもの	
	2項におい		申請戸数が26戸以上50戸以下	29,000円
	て準用する		のもの	
I	I	1		

同法第30条	1	中建豆粉※51豆以上100豆以	F2 000 III
		申請戸数が51戸以上100戸以	53,000円
第1項第1		下のもの	00.000
号に掲げる		申請戸数が101戸以上200戸以	83,000円
基準に適合		下のもの	100,000
することを		申請戸数が201戸以上300戸以	106,000円
証する書面		下のもの	
を添付する		申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
場合		床面積の合計が300平方メー	6,000円
		トル以内のもの	
	の共用部分	床面積の合計が300平方メー	10,000円
		トルを超え1,000平方メート	
		ル以内のもの	
		床面積の合計が1,000平方メ	17,000円
		ートルを超え2,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メ	52,000円
		ートルを超え5,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	82,000円
		ートルを超え10,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メ	104,000円
		ートルを超え25,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メ	130,000円
		ートルを超えるもの	
	一戸建ての住	床面積の合計が300平方メー	6,000円
	宅以外の住宅	トル以内のもの	
	の住戸部分及		10,000円
	び共用部分以	 トルを超え1,000平方メート	
	外の部分	ル以内のもの	
			17,000円
		ートルを超え2,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メ	52,000円
		ートルを超え5,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	82,000円
		ートルを超え10,000平方メー	02,000 1
		トル以内のもの	
I	1	1 / 2 2/ 1 4/ 0 4/	

		床面積の合計が10,000平方メ	104,000円
		ートルを超え25,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メ	130,000円
		ートルを超えるもの	
	その他の建築	床面積の合計が300平方メー	6,000円
	物	トル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メー	10,000円
		トルを超え1,000平方メート	
		ル以内のもの	
		床面積の合計が1,000平方メ	17,000円
		ートルを超え2,000平方メー	
		トル以内のもの	
		 床面積の合計が2,000平方メ	52,000円
		ートルを超え5,000平方メー	
		トル以内のもの	
			82,000円
		ートルを超え10,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メ	104,000円
		ートルを超え25,000平方メー	
		トル以内のもの	
		 床面積の合計が25,000平方メ	130,000円
		ートルを超えるもの	
その他の場	一戸建ての住	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市長が定める基準
合			による審査にあっ
			ては9,000円、そ
			の他の基準による
			 審査にあっては
			19,000円
	一戸建ての住	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準
	 宅以外の住宅		による審査にあっ
	の住戸部分		ては9,000円、そ
			の他の基準による
			審査にあっては
			19,000円
l	I		<u> </u>

申請戸数が2戸以上5戸以下	市長が定める基準
のもの	による審査にあっ
	ては18,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	38,000円
申請戸数が6戸以上10戸以下	市長が定める基準
のもの	による審査にあっ
	ては27,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	55,000円
申請戸数が11戸以上25戸以下	市長が定める基準
のもの	による審査にあっ
	ては40,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	78,000円
申請戸数が26戸以上50戸以下	市長が定める基準
のもの	による審査にあっ
	ては60,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	112,000円
申請戸数が51戸以上100戸以	市長が定める基準
下のもの	による審査にあっ
	ては94,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	163,000円
申請戸数が101戸以上200戸以	市長が定める基準
下のもの	による審査にあっ
	ては135,000円、
	その他の基準によ
	る審査にあっては
	223, 000円
	•

	1		
		申請戸数が201戸以上300戸以	市長が定める基準
		下のもの	による審査にあっ
			ては175,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			292,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準
			による審査にあっ
			ては197,000円、
			その他の基準によ
			る審査にあっては
			341,000円
	一戸建ての住	床面積の合計が300平方メー	60,000円
	宅以外の住宅	トル以内のもの	
	の共用部分	床面積の合計が300平方メー	76,000円
		トルを超え1,000平方メート	
		ル以内のもの	
		床面積の合計が1,000平方メ	100,000円
		ートルを超え2,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メ	160,000円
		ートルを超え5,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	209,000円
		ートルを超え10,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メ	250,000円
		ートルを超え25,000平方メー	
		トル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メ	293,000円
		ートルを超えるもの	
	一戸建ての住	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
	宅以外の住宅	トル以内のもの	による審査にあっ
	の住戸部分及		ては48,000円、そ
	び共用部分以		の他の基準による
	外の部分		審査にあっては
			124,000円
•			

床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
トルを超え1,000平方メート	による審査にあっ
ル以内のもの	ては61,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	156,000円
床面積の合計が1,000平方メ	市長が定める基準
ートルを超え2,000平方メー	による審査にあっ
トル以内のもの	ては82,000円、そ
	の他の基準による
	審査にあっては
	202,000円
床面積の合計が2,000平方メ	市長が定める基準
ートルを超え5,000平方メー	による審査にあっ
トル以内のもの	ては136,000円、
	その他の基準によ
	る審査にあっては
	293,000円
床面積の合計が5,000平方メ	市長が定める基準
ートルを超え10,000平方メー	による審査にあっ
トル以内のもの	ては181,000円、
	その他の基準によ
	る審査にあっては
	364,000円
床面積の合計が10,000平方メ	市長が定める基準
ートルを超え25,000平方メー	による審査にあっ
トル以内のもの	ては218,000円、
	その他の基準によ
	る審査にあっては
	432,000円
床面積の合計が25,000平方メ	市長が定める基準
ートルを超えるもの	による審査にあっ
	ては257,000円、
	その他の基準によ
	る審査にあっては
	494,000円

その他の建築	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
物	トル以内のもの	による審査にあっ
		ては48,000円、そ
		の他の基準による
		審査にあっては
		124,000円
	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準
	トルを超え1,000平方メート	による審査にあっ
	ル以内のもの	ては61,000円、そ
		の他の基準による
		審査にあっては
		156,000円
	床面積の合計が1,000平方メ	市長が定める基準
	ートルを超え2,000平方メー	による審査にあっ
	トル以内のもの	ては82,000円、そ
		の他の基準による
		審査にあっては
		202,000円
	床面積の合計が2,000平方メ	市長が定める基準
	ートルを超え5,000平方メー	による審査にあっ
	トル以内のもの	ては136,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		293,000円
	床面積の合計が5,000平方メ	市長が定める基準
	ートルを超え10,000平方メー	による審査にあっ
	トル以内のもの	ては181,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		364,000円
	床面積の合計が10,000平方メ	市長が定める基準
	ートルを超え25,000平方メー	による審査にあっ
	トル以内のもの	ては218,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		432,000円

	床面積の合計が25,000平方メ	市長が定める基準
	ートルを超えるもの	による審査にあっ
		ては257,000円、
		その他の基準によ
		る審査にあっては
		494,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準 用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申 請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとす る。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、同条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該計画に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額を合算した額を納付するものとする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請において、同法第29条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該変更に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額(当該変更により建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額)を合算した額を納付するものとする。